

平成27年度東北管内植物防疫・農薬担当者会議 事前質問様式

県名	質問の種類 *1	質問・意見の内容(概略)	背景、理由の詳細
岩手県	1	植防事業の実施計画の見直しに柔軟に対応いただきたい。	平成26年度末に約20%の予算削減の通知があったところ。 事業については既に設計をたて、物品購入や人件費の設計も組んでいる。事業費削減に伴い事業自体の計画の見直し(事業縮小や廃止等)は必要と考える。
岩手県	4	「地域特産農作物への農薬適用拡大加速化事業」の次年度以降の見込みはどうか。 また、作物残留試験等を支援するような事業の予定はあるのか。	マイナー作物登録についてはリスト化するなどの取り組みが行われているところ。現在岩手県では「地域特産農作物への農薬適用拡大加速化事業」を支援する形でマイナー作物の農薬登録適用拡大に取り組んでいる。 作残試験の費用(外注)が高額であり、このような事業を活用しないと適用拡大は困難である。
岩手県	7	PPV、ミバエ、キウイフルーツかいよう病、スイカ果実汚斑細菌病といった侵入警戒業務が増してくる中、実際に発生が確認された場合は調査や防除対応で、多大の労力や経費が発生すると見込まれる。この際に国に協力いただける事項(予算の追加配分や調査への人的協力)を確認したい。	予算削減が進む中、限られた人員で業務対応しているが、侵入警戒対象の病害虫が発生した場合は、更なる人員や予算が必要となるため。
岩手県	9	「通知の記の2のみを依頼している農薬」の変更登録の申請の内容を用いて、防除暦等の変更を指導するためには、農薬使用者へも登録申請内容についての情報提供が必須と考えられる。現場での指導が行き届くように、「通知の記の2のみを依頼している農薬」についても、情報提供できるようにしていただきたい。	・平成26年11月5日通知では、「積極的に生産者団体等に対して、情報提供することを要請している」とあり、積極的に情報提供するためのツールとして、ホームページ掲載や指導会資料での提供を行ってきた。 ・しかし、ホームページへの掲載又は研修会等で農薬使用者に情報提供することは不適切とされ、現在では中止しているところである。
岩手県	10	蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策についてにおいて、蜜蜂被害は水稻開花期に多く、カメムシ防除に使用した殺虫剤への直接暴露が原因の可能性が考えられたと解析されている。カメムシにより引き起こされる斑点米被害は品質被害であり、着色粒規定が緩和され、カメムシを対象とした防除が減った場合、蜜蜂被害も減少する可能性があると思われるが、着色粒規定等、農作物検査制度の見直しの予定や考え等があるのかお聞きしたい。	・岩手県議会では平成16年12月に農産物検査制度の見直しを求める意見書を採択し、外観だけでなく、生産者・消費者の求める品質を重視したものにするなど、農産物検査制度の見直しが図られるよう国に要望している。 ・東北で斑点米を引き起こすカメムシの主体は、カスミカメムシ類であるが、これらは減収被害を引き起こすものではなく、着色粒規定をクリアするために防除が実施されている場合も多いと考えられる。 そこで、着色粒規定が緩和される場合、カメムシ防除回数が減少し、蜜蜂への直接暴露回数も減少することで、蜜蜂被害低減される可能性がある。
岩手県	11	農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等に対して、「中毒時の応急処置」について解説した資料を配布して良いのか。	・農薬危害防止運動実施要綱 第5 (2)では配付することとなっているが、平成27年4月「農薬中毒の症状と治療法」について(農薬工業会)において、中毒冊子は、あくまで医療関係者向けに作成したものであり、本来の目的に沿って各都道府県内の医療関係者等へ配布するよう依頼している。

*1 質問の種類について、以下から該当するものを選択して下さい。

- 植防交付金、消安交付金
- 病害虫発生予察事業
- 農林水産航空事業
- マイナー作物農薬登録推進
- 輸出入検疫
- 病害虫防除所職員を対象とした研修
- その他(植物防疫関係)
- 住宅地通知関係
- 農薬登録における急性参照用量(ARfD)関係
- 蜜蜂への危害防止対策関係
- 農薬危害防止運動の実施
- 農薬残留基準超過事案関係
- 販売禁止農薬の回収状況関係
- 特定農薬(特定防除資材)の指定関係
- その他(農薬行政関係)